

日本国内で食品を販売する方へ

致在日本境内销售食品的相关人士

日本国内で販売する食品にはパッケージに**日本語の食品表示**が必要です。

守らないと食品表示法違反になるため日本では販売できません。

在日本境内销售的食品，包装上必须要有日语的食品标识。
如果不遵守这项规定，则会因违反《食品标识法》而无法在日本销售。

(悪い例) 日本語の食品表示がない
(错误示例) 没有日语的食品标识

例えば、A国で作った調味料を輸入した場合、
日本語で食品表示を作る必要があります。

例如，进口A国生产的调味料时，需要用日语标注食品标识。



日本語の表示例

日语标识示例

名称 ①	やきそば用調味料
原材料名 ②	にんにく、エシャロット、白胡麻、食塩、唐辛子、醤油（大豆・小麦を含む）、パーム油、砂糖、酵母エキス ③
添加物 ④	調味料（アミノ酸等）、pH調整剤
内容量 ⑤	XX g
賞味期限 ⑥	20XX年X月X日
保存方法 ⑦	高温多湿を避け、常温で保存
原産国名 ⑧	A国
輸入者 ⑨	株式会社●●貿易 東京都■区■町■番■号

この例のように

- ① **名称** ▶ 名称
- ② **原材料名** ▶ 配料
- ③ **アレルゲン表示** ▶ 致敏物质信息
- ④ **添加物** ▶ 添加剂
- ⑤ **内容量** ▶ 净含量
- ⑥ **期限表示** ▶ 保质期
(安全食用期或最佳食用期)
- ⑦ **保存方法** ▶ 贮存条件
- ⑧ **原産国名** ▶ 原产国
- ⑨ **輸入者** ▶ 进口商
- ⑩ **栄養成分表示** ▶ 营养成分表

栄養成分表示 1袋 (XXg) 当たり ⑩	
熱量	XXX kcal
たんぱく質	X.X g
脂質	XX.X g
炭水化物	X.X g
食塩相当量	X.X g

などについて、日本語で表示します。
また、販売する食品に応じて、他にも表示
しなければならないことがあります。

像该示例一样，要用日语标示这些信息。
此外，根据要销售的食品，还必须标示其他要求标示的信息。

ルールを守って正しく表示しましょう！
请遵守规定，正确进行标示！

▶ 消費者庁食品表示
消費者庁食品标识



消費者庁
Consumer Affairs Agency, Government of Japan